

旭川市飲食店緊急応援支援金 申請の手引き

令和2年12月18日

～お知らせ～

支援金を迅速に給付するため、次のとおり臨時受付窓口を開設します。

12月22日（火）までに提出があったものは12月29日（火）までに給付予定です（不備等がある場合を除く）。

窓口にお越しの際は、マスクの着用や手指の消毒のほか、滞在時間を減らすために事前に書類を作成するなど、感染拡大防止に御協力ください。

会 場：道の駅あさひかわ2階 会議室（旭川市神楽4条6丁目1-12）

受付日時：令和2年12月19日（土）から22日（火）まで

各日 9時00分 から 17時00分まで

I 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受けている本市の飲食店のうち、新北海道スタイルの取組を実践し感染拡大防止に取り組んでいる事業者に対し緊急的に支援金を給付することで、事業継続への一助としていただき、地域経済の維持を図ることを目的として本市独自に給付するものです。

対象となる飲食店1店舗につき支援金を20万円給付します。

※例 市内に対象となる飲食店を2店舗経営している場合は、40万円の給付となります。

旭川市飲食店緊急応援支援金概要

（詳細は本手引き「II 給付要件」、「III 申請手続き等」を必ず御確認ください）

【対象事業者】

旭川市内で店内飲食を行っている飲食店（テイクアウト（持ち帰り）・デリバリー専門店等を除く）を営み、新北海道スタイルの取組を実践している事業者。

※ 一部対象外となる場合がありますので、「II 給付要件」を必ず御確認ください。

【給付額】

要件を満たす飲食店1店舗につき20万円

【受付期間】

令和2年12月19日（土）から令和3年1月31日（日）まで【1月31日消印有効】

【申請書類の提出】

感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力ください。

※ 郵送による申請が困難な方は持参でも受付しますが、感染拡大防止に御協力ください。

【提出先・担当】

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階

旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当

電話 0166-73-9850

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください（郵送料の不足に御注意ください。）。)

II 給付要件

本支援金は、次の1から3まで全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- 1 令和2年12月18日（金）時点で、必要な許認可等を取得の上、旭川市内で対象となる飲食店を営んでいる法人又は個人事業者。

【対象となる飲食店】

次のいずれも満たす飲食店が対象となります。

- (1) 旭川市内で飲食店又は喫茶店の営業許可（催事、臨時、自販は対象外）を受けており、今後も事業継続の意思があること。
(2) (1)の飲食店について、施設内にて調理等を行い、その場で客が飲食可能なテーブルや椅子等が常時設置されているなど、あきらかに当該店舗の商品を飲食するためと認められるスペースが屋内にあること。また、当該スペースにおける飲食に対して「消費税の標準税率（外食10%）」を適用していること。

《対象となる例》

料理店、喫茶店、スナック、バー等

※ あきらかに当該店舗の商品を飲食するためと認められ、消費税率10%を適用しているものに限る。

※ 感染拡大防止のため、一時的にイートインを中止している場合は対象となりますが、完全に廃止した場合は対象外となります。

《対象外の例》次の施設は原則として税率に関係なく対象外。

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、移動販売車、露天商、

特定の者（ホテルの宿泊者、介護施設の入居者、会社の社員等）のみを対象とする飲食店、

宅配・テイクアウト（持ち帰り）専門店（対象の飲食店が感染防止対策として一定期間中、新たに宅配等のみで営業を始めた場合は対象）等

※ 市内に対象となる飲食店があれば、市外に本社があっても給付対象となります。

※ 令和2年12月18日（金）時点で一時的に休業をしている場合は給付対象となりますが、廃業している場合は給付対象外となります。

- 2 旭川市内全ての対象となる飲食店において、新北海道スタイルの取組を可能な限り実践していること。

【新北海道スタイルの7つのポイントプラス1】

- 1 スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 - 2 スタッフの健康管理を徹底します。
 - 3 施設内の定期的な換気を行います。
 - 4 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
 - 5 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - 6 お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 - 7 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化（見える化）)
- +1 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードをわかりやすい場所に掲示します。



※ 一時的に休業されている場合については、感染防止対策に取り組んでいるものと見なします。

※ 今後営業を再開される際には、上記の取組をお願いします。

- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成26年3月25日条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 旭川市公式ホームページ【ダウンロード】
(URL) <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d072215.html>
- (2) 旭川市役所第三庁舎 1階玄関内(旭川市6条通10丁目)【書面配布】
- (3) 道の駅あさひかわ1階 24時間トイレ側出入口(旭川市神楽4条6丁目1-12)【書面配布】
- (4) 市内各支所, 旭川市東部まちづくりセンター【書面配布】



2 申請書類の提出

「別表1」に規定する書類を全て提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- ※ 申請書類は返却いたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

- (1) 申請受付期間
令和2年12月19日(土)から令和3年1月31日(日)まで【1月31日消印有効】
- (2) 申請受付方法
感染症の拡大防止のため、郵送による申請に御協力ください。
※ 郵送による申請が困難な方は持参でも受付しますが、感染拡大防止に御協力ください。
※ 簡易書留や一般書留, レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。

【提出先】

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階
旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当 宛て

※ 切手(料金不足に注意)を貼付, 封筒に差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

4 給付の決定

申請書類を受理した後, その内容を審査の上, 適正と認められた場合に支援金の給付を決定します。

- ※ 申請内容に不明な点があれば, 電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 給付決定の通知等

申請書類の審査の結果, 本支援金を給付する又は給付しない旨の決定をしたときは, 後日, 給付決定通知書又は不給付決定通知書を発送します。

- ※ 申請書の提出後1か月を経過しても通知等がない場合は, お手数ですが担当まで御連絡ください。

Ⅳ その他

- 1 本支援金の給付決定後, 給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は, 旭川市は, 本支援金の給付決定を取り消します。この場合, 申請者は, 支援金を返還することとなるとともに, 事業者名を公表することがあります。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため, 必要に応じて, 旭川市は, 対象となる施設の感染防止の取組に係る実施状況, 運営実態等に関する検査, 報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載の情報を公的機関(保健所・税務当局・警察等)に提供する場合がありますので同意の上申請願います。

1 旭川市飲食店緊急応援支援金 申請書類について

※申請に当たっては、次の全ての書類が必要となります

① 旭川市飲食店緊急応援支援金申請書（様式第1号）

用紙は、市ホームページからダウンロード又は旭川市役所第三庁舎 1 階玄関、道の駅あさひかわ 1 階 24 時間トイレ側出入口、市内各支所、旭川市東部まちづくりセンターに設置

② 飲食店営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請書裏面に記載している全ての店舗。）

法令等で求める飲食店営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（飲食店営業許可等の写し）等

③ 振込を希望する口座情報の分かるもの

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かる通帳ページの写し

※振込先は申請者本人（法人の場合は法人代表者）の口座に限ります。

※当座の場合は当座預金の取引明細書（口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるもの）の写し、ネットバンキングの場合は口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し

④ （個人事業者のみ）本人確認書類の写し

運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※ 記入例等を参照いただき、不備のないようお願いいたします。

※ 申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類提出先

〒070-8004

旭川市神楽 4 条 6 丁目 1-12 道の駅あさひかわ 2 階
旭川市経済部経済交流課 支援金担当 宛て

※ 感染拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※ 郵送料の不足に御注意ください。